

農業者年金制度について

農業者年金制度は、農業者の老後に必要な年金等の給付の事業を行うことにより老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としています。

また、農業者年金制度の改正により従来の賦課方式から、年金の加入者数等に左右されない積み立て方式になり、長期安定制度となりました。

1 . 年金に加入できるのは

国民年金 1 号被保険者(全額又は半額免除を受けていない者)

年間 60 日以上農業に従事している

60 歳未満

以上 3 つの要件をすべて満たす者で、農業に従事する方は広く加入できます。

2 . 保険料は

20,000 円を基本とし、1,000 円単位で最高 67,000 円の範囲で選択できます。

3 . 農業者年金のメリットは

80 歳までの保証がついた年金です。

年金は終身にわたって受け取れますが、仮に加入者や受給者が 80 歳になる前に亡くなった場合は、死亡した月の翌月から 80 歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として受け取れます。

税制面でもメリットがあります。

保険料は全額(年額最高 80 万 4 千円)社会保険料控除(所得高所)の対象となります。

意欲ある担い手は保険料の助成が受けられます。

60 歳までに農業者年金に 20 年以上加入することが見込まれるものが、下記の表の区分 1 ~ 5 のいずれかの条件を満たす方は、基本保険料(20,000 円)のうち、国から保険料助成(政策支援)があります。

保険料の助成対象者と助成額

区 分	必 要 な 要 件	35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は、10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円	

保険料の助成は、35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
35歳以上では10年間を限度として通算して最大20年間受けられます。

助成部分の年金は「特例付加年金」と呼ばれ、原則65歳以降の年金需給時までには後継者や第三者に経営を継承する必要があります。

経営継承出来ない場合でも、自分が払った保険料部分の農業者老齢年金は受給できます。

お問い合わせ

農業委員会事務局 農地係

TEL 0966 - 38 - 1485 (132)

FAX 0966 - 38 - 4451

E-Mail nougyou-i@town.kumamoto-nishi.lg.jp